

アースドリル用移動式クレーン定期自主検査記録表の件

KE-1200・1500シリーズには労働安全衛生法施行令第13条第3項の第15号(つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン)に該当する最大つり上げ能力2.95tの補助クレーンが装備されております。このため車両系建設機械としての定期自主検査(月例)・特定自主検査(年次)とともに、クレーン等安全規則第76条・第77条・第79条に準ずる移動式クレーンの定期自主検査(月例・年次)の実施及び検査記録の保管(3年間)が義務付けられておりま

このたび移動式クレーンの定期自主検査をより円滑に実施して頂くために月例・年次自主検査記録表を作成致しましたので、ご活用頂きますようお願い致します。お客様には原紙を送付させていただきますので、コピーの上ご使用下さい。

なお(社)日本建設機械工業会が認定した検査員が移動式クレーン定期自主検査を実施した場合、下図に示す「建機工認定移動式クレーン定期自主検査ステッカー」が機体に貼付されます。



移動式クレーン仕様の月例・年次自主検査記録表 (3年間保存)

KATO

会社名	機械管理者名	型式	機械番号	アワメータ	HT
実施場所		Ⓜ	実施会社名	実施者名	Ⓜ

点検の種類	月例点検												年次点検
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
実施日													
検査員認定証No.													
サブウインチワイヤの摩耗、損傷													
サブウインチフックの損傷、外れ止め状態													
サブウインチクランク・ブレーキの異常の有無													
過巻防止装置の作動、リミットワイヤ・チェーンの状態													
荷重計の作動、損傷、油漏れ													
ブーム角度計の作動、損傷(ブーム側面・コンネクションハネ)													
リフト弁、カウンタランス弁、パイロットチェック弁の作動、油漏れ													
ホーンの作動													
定格荷重表、吊上げ荷重銘板(ブーム側面)の損傷、汚れ													
製造銘板の損傷、汚れ、取付状態													
水準器の損傷、取付状態(水平確認)													
各部配線の損傷													
荷重試験													

記号説明 V:良好, A:要調整, X:要交換, R:要修理, T:要増締, C:要清掃, L:要給油脂, +:要補充, O:整備完了